

認定社会福祉士認定規則第 19 条第 6 号及び第 24 条第 7 号に規定する定められた実績について

2017 年 3 月 12 日理事会

沿革 2020 年 1 月 26 日改正

2023 年 9 月 18 日改正

- 1 認定社会福祉士更新に必要な定められた実績（第 19 条第 6 号関係）は、別表 1 に掲げる「教育研究実績」「社会活動実績」のいずれか 1 つとする。
- 2 認定上級社会福祉士申請に必要な定められた実績（第 24 条第 7 号関係）は、別表 2 に掲げる「教育研究実績」「社会活動実績」とする。

別表 1 認定社会福祉士の更新に必要な定められた実績の対象

分類	実績の項目と例示
定められた実績	<p>教育研究実績</p> <p>①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む）</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係るソーシャルワーク実習指導</p> <p>③研究会、学会での発表 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの</p> <p>④論文発表 例) 職能団体や学術団体が発行する雑誌等における論文</p> <p>⑤上記と同等以上のものとして、機構が認めるもの</p>
	<p>社会活動実績</p> <p>①職能団体活動 例) 委員会委員等</p> <p>②研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの）</p> <p>③その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等（依頼文があるもの）</p>

別表 2 認定上級社会福祉士の申請に必要な定められた実績の対象

分類	実績の項目と例示
定められた実績	<p>下記①～④のいずれか1つ以上が必要</p> <p>①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む）（15時間以上）</p> <p>②研究会、学会での発表 ※（認められた学会における口頭もしくはポスター発表（全て第一発表者）が3つ以上） 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの</p> <p>③論文発表※（査読がある論文（第一執筆者）が1本以上）</p> <p>④上記と同等以上のものとして、機構が認めるもの</p>
	<p>社会活動実績</p> <p>下記①～④のいずれか1つ以上が必要</p> <p>①国、地方公共団体が実施する事業への参画</p> <p>②職能団体活動 例) 委員会委員長もしくは副委員長等</p> <p>③研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの）</p> <p>④その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等（依頼文があるもの）</p>

※認定上級社会福祉士取得時の論文発表と学会発表については、認定社会福祉士認定規則第24条で「基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表経験があること」としています。「基準を満たした論文」とは原則として査読があるものです。